令和8年千葉連続風水害に関する緊急要望

令和８年１１月２日

千 葉 県 市 長 会
千 葉 県 町 村 会

令和８年千葉連続風水害に関する緊急要望

令和８年台風第２５号は、千葉県内に記録的な大雨や強風をもたらし、県内各地において、住家、道路、河川、農林水産業施設、商工業施設等に甚大な被害を及ぼしました。特に、印旛沼の堤防決壊等に伴う広範囲にわたる冠水をはじめ、停電や断水、公共交通機関や道路の寸断など、その影響は多岐にわたっており、長期化が懸念されています。

本県では、令和８年８月千葉豪雨においても記録的な豪雨により県内各地で甚大な被害が発生しており、特に都市部においては、短時間の猛烈な雨が排水能力を超え、道路冠水や車両の水没により人的被害が生じるなど、都市型水害の脅威が顕在化しました。被災自治体において復旧・復興に全力で取り組んでいる中、今回の台風により、復旧途上にある地域が再び被災するなど、住民生活や地域経済への影響は深刻化しています。

千葉県においてはこれまで、能登半島地震を教訓とした道路啓開体制の強化のための県道路啓開計画の策定や、令和元年１０月豪雨での経験を踏まえた一宮川水系流域治水プロジェクトの推進など、国・市町村と連携した防災・減災対策に着実に取り組んでこられました。これらの取組は、今般の災害における被害の軽減に大きく寄与したものと認識しています。

また、発災後の速やかな県職員の県内各市町村へのリエゾン派遣や、昭和４４年以来、初の決壊となった印旛沼の堤防の緊急復旧に関しては、水資源機構、関東地方整備局との緊密な連携の下、「チーム印旛沼」の結成により、極めて迅速に対応されるなど、被災地域の早期の復旧に向け、取り組んでいただいております。

さらに、「「都市型水害に強い千葉県づくり」に向けたビジョン」や、当該ビジョンを踏まえた「令和８年千葉連続風水害からの復旧・復興と災害に強い千葉県づくりに向けた基本方針」の策定など、広域的調整を迅速かつ的確に進められるとともに、県独自に実施する半壊世帯に対する支援など、千葉県全体での防災・減災対策を力強く推進していただいていることに深く敬意を表するところです。

しかしながら、被災自治体においては、住民の安全確保や生活再建、道路・河川等の応急復旧など、相次ぐ災害への対応により、財政的・人的負担は極めて大きなものとなっています。

ついては、被災者の一日も早い生活再建と被災地域の早期復旧・復興を実現するため、千葉県において、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

１　外水・内水一体となった流域治水の推進について

今般の災害では、印旛沼をはじめとした県管理河川等の堤防決壊や越水により、周辺の宅地や農地が浸水し、住民生活に多大な影響が生じている。また、都市部においては、短時間の猛烈な雨により下水道等の排水能力を超える内水氾濫が発生し、道路冠水に伴う車両の水没等により、尊い人命が失われる事態となった。

激甚化・頻発化している豪雨に対応するためには、雨水を速やかに排除する河川等の対策強化が極めて重要であり、堤防の嵩上げや排水施設の整備、堆積土等の除去及び予備排水の実施などにより、河川水位を下げ容量を拡大する河道整備が基本となる対策である。

ついては、内水の排水先となる外水の対策を推進することは、内水氾濫の軽減にも大きく寄与することから、早急に外水対策の強化を図るとともに、外水対策のみでは解消できない都市型水害の対策に財政的・技術的支援の拡充を図ること。

また、水防法第２５条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長等は、直ちにこれを関係者に通報しなければならないとされ、加えて同法第３条の６では、都道府県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有するとされている。

ついては、洪水時における河川管理者からの確実な情報伝達の仕組みを整備するため、千葉県水防計画による水位周知河川の位置づけを見直したうえで、避難水位情報について、関係市町村及び地域住民に対しても様々な防災情報提供ツールを用いた防災情報伝達の強化・多重化を図ること、及び水防活動を行うための河川堤防の適正管理に努めること。

２　災害発生時における残土条例の弾力的な対応について

今般の災害では、県内各所において土砂崩れや構造物の損壊が発生するなど、甚大な被害が発生している。

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）」では、特定事業の許可を受けた区域に土砂等を搬入する際、第１５条第１項の規定により土砂等の発生箇所ごとに土壌分析を行うことが必要であると定められている。そのため、多数の土砂崩れ等が発生した災害時においても、被災箇所ごとに土壌分析を行う必要が生じることとなり、復旧作業に時間を要し、支障をきたしている。

ついては、度重なる豪雨や、今後発生が見込まれる大規模地震に伴う発生土砂を含め、生活環境保全と災害からの早期復旧の両立を図るためにも、土壌汚染対策法の分析頻度を参考に、災害復旧時に限り仮置き場における一定規模ごとの土壌分析により、安全基準を確認することで処分場への受入れを可能とするなど、災害発生時における運用に関し、弾力的な対応を図ること。

３　県単独による堆積土砂撤去支援制度の創設について

土砂災害により民地に流入した土砂の撤去については、国の「堆積土砂排除事業」があるものの、堆積土砂量等の規模要件により補助対象とならないケースがあり、被災者及び市町村にとって大きな負担となっている。

熊本県では、国庫補助事業の対象とならない宅地内の堆積土砂撤去について、県単独補助事業を活用した支援制度があるが、県内各自治体においても国の補助制度の活用が困難な事例が生じていることから、被災者の早期の生活再建及び市町村の財政負担の軽減を図るため、国庫補助の対象とならない民有地の堆積土砂撤去に対する県独自の財政支援制度の創設を検討すること。

４　土砂災害対策の強化について

今回、予測を超える記録的な豪雨であったことから県内各地の土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域において土砂災害が発生した。

特に、家屋の連担する土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域においては、土砂の撤去や斜面の安全確保に多額の費用を要するなど、当事者のみでは対応が困難な状況である。

こうした状況を踏まえ、県民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業に必要な予算を確保するとともに、現に土砂災害が発生した急傾斜地崩壊危険区域から優先的、計画的に対策工事を実施すること。また、事業の採択要件の柔軟な運用を図るとともに、市町村の財政負担の軽減に向けた支援措置を講じること。

さらに、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が発生していることから、土砂災害のおそれがある箇所の総点検を実施するとともに、点検結果に基づき、必要に応じて土砂災害警戒区域の見直しと再指定を速やかに実施すること。

あわせて、民有地におけるがけ崩れ被害の早期復旧及び二次被害の防止を図るため、土地所有者等が適切に復旧・管理を行えるよう、必要な支援措置の充実について国に働きかけること。

5　県内道路ネットワークの早期復旧及びリダンダンシー強化について

今般の災害では、国道４０９号、国道４１０号をはじめ、主要地方道生実本納線、千葉大網線、千葉茂原線、君津鴨川線（房総スカイライン）など、県内各地の広域道路ネットワークにおいても被災や通行規制が発生し、その影響が長期化している。

また、ＪＲ外房線及びＪＲ内房線の被災により、周辺の幹線道路に交通が集中し、広域的な渋滞が発生するなど、地域の交通機能にも大きな影響が生じた。

これにより、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活に大きな支障が生じているほか、人流・物流の停滞による地域経済への影響や観光産業への深刻な打撃が生じており、さらに、災害時における救援活動や復旧活動にも支障を来している。

災害が激甚化、頻発化している中、県内道路ネットワークのリダンダンシー強化は急務となっている。

こうした状況を踏まえ、現在通行止めとなっている道路について早期の災害復旧を進めるとともに、県土の強靭化を図るため、県が主体となって、千葉と外房間を結ぶ瀬又線、越智町土気町線のほか、千葉大網線、千葉茂原線、山田台大網白里線、平成通りをはじめとする広域道路ネットワークの整備を推進し、県内道路ネットワークの強靭化及びリダンダンシーの強化を図ること。

また、被災した道路施設の早期復旧を進めるとともに、県道９０号木更津富津線での大規模土砂崩れによる、通行止めの解消や法面対策をはじめ、同様の被害を繰り返さないための防災・減災対策を着実に推進すること。

6　県内鉄道ネットワークの早期復旧及び防災・減災対策の推進について

今般の災害では、鉄道各線において線路や関連施設が被災し、運休や運行本数の減少が長期化している。

これにより、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活に大きな支障が生じているほか、観光産業への深刻な打撃が生じている。

ついては、鉄道事業者と緊密に連携し、被災施設の着実な復旧を図るとともに、再度災害の防止に向けた鉄道施設の防災・減災対策を推進すること。

7　災害時における地域公共交通の確保について

今般の災害では、鉄道路線の被災により長期間の運休が発生し、通勤･通学をはじめとする住民生活や地域経済に大きな影響が生じている。

鉄道の運転再開までの間、代行バス等による輸送が行われているものの、運転手や車両の確保、輸送力の不足、道路の混雑等により、利用者の移動手段の確保が課題となっている。

ついては、千葉県が中心となり、鉄道事業者、バス事業者、関係市町村等との連携を強化し、代替交通の輸送力確保及び運行体制の充実を図るとともに、長期運休に伴う代替交通の確保や通学支援等に必要な財政的・制度的支援を行うこと。

８　風水害時における帰宅困難者対策の強化について

今般の災害では、夜間の豪雨により鉄道の運転見合わせが発生し、主要駅の周辺で帰宅困難者が発生した。駅が所在する市町村では、鉄道事業者から運転再開の見込み等の情報を得られず、職員を駅に派遣して状況を確認したうえで、一時滞在施設の開設を判断せざるを得なかった。

このことを踏まえ、帰宅困難者の発生そのものを抑える取組と、発生した場合に市町村が的確に判断するための情報共有が重要である。

ついては、千葉県が主体となり、鉄道事業者との災害時の情報連絡体制を構築し、運転見合わせや再開見込み、駅の滞留状況等を市町村へ速やかに提供すること。また、大雨特別警報等の発表が見込まれる場合には、千葉県が鉄道事業者や経済団体等と連携し、事業所・学校等に対して早期帰宅や時差退社等を広域的に呼びかけるなど、帰宅困難者の発生抑制に取り組むこと。

９　高滝ダムにおける抜本的な堆砂対策について

高滝ダムにおいては、洪水調節機能を維持すべく、千葉県主導により令和７年度から５か年計画で浚渫量を拡大し、堆積土砂の排除を加速する取組が進められている。しかしながら、依然として実績堆砂量は計画堆砂量を大幅に上回る状況にあり、洪水調節機能を十分に発揮できているとは言い難い状態にある。

加えて、台風第２５号においては、上流域で多くの土砂崩れが発生し、多量の土砂が流入したものと推定されることから、洪水調節機能の更なる低下が懸念される。今後同規模の災害が発生した場合、県民の生命・財産が重大な危険にさらされることが危惧される。

ついては、激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守るため、高滝ダムの洪水調節機能を確実に発揮できるよう、堆積土砂の排除及び流域における土砂流入抑制について、一層の加速化と抜本的な対策を重点的に推進すること。

10　被災農林水産業者への支援について

今般の災害では、印旛沼や県管理河川の決壊や越水により、周辺の農地等が広域的に浸水し、特に農林水産業者に甚大な影響が生じている。

被害面積、被害額はともに多大なものとなっており、市町村が単独で対応することは現実に困難であることから、県独自事業の補助率の引上げなど、農林水産業の継続・早期再建に向けた手厚い支援措置を含む包括的な支援策を実施すること。加えて、農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）の早期発動に向け、国に強く働きかけること。

また、特に堤防が決壊した印旛沼周辺では、特定外来生物のナガエツルノゲイトウやカミツキガメのほか、ジャンボタニシなどが広範囲に拡散し、農業被害などを引き起こすおそれがあることから、速やかに抜本的な対策を実行すること。

11　千葉県半壊世帯特別支援金支給事業について

今般の災害では、半壊世帯が住家被害の中で大きな割合を占める一方、半壊世帯は解体しない限り、既存の被災者生活再建支援制度の対象とならず、生活再建に大きな支障が生じている。

そのような中、千葉県において新たに創設を予定している千葉県半壊世帯特別支援金支給事業は、被災者支援の充実に資する極めて重要な事業である。事業の実施に当たり、申請受付をはじめとする支援金支給業務は、市町村で対応することとされているが、市町村においては、相次ぐ災害への対応により、負担が極めて大きくなっているところである。

ついては、被災者への迅速な支援と円滑な事業実施を図るため、本事業の実施にあたり、千葉県において一元的に対応することが効率的な業務については千葉県で担うとともに、人件費や事務費などに対しても財政措置を講じるなど、市町村における負担の軽減を図ること。また、市町村での予算措置や実施体制の整備、対象者への周知など、事業の実施に支障が生じないよう、詳細を速やかに示すこと。あわせて、支援策の一層の拡充を図ること。

12　被災者生活再建支援の充実について

今般の災害では、令和８年８月千葉豪雨、９月６日の大雨及び台風第２５号と度重なる水害に見舞われ、住家が長期間にわたり浸水するなど、通常の水害以上の深刻な損傷が生じている。

水害における住家被害認定については、浸水により床、内壁、建具設備等に汚損や劣化などの被害が生じ、住宅の機能が大きく損なわれているものの、柱や基礎等の構造部位には物理的な損傷が現れにくく、現状の被害認定基準では、実際の被害の程度が住家の損害割合に十分に反映されず、「半壊」にとどまることが多く、被災者生活再建支援法による支援金の対象とならないケースが生じていることに加え、支援の対象となった場合であっても、物価が上昇する中、支給額が平成１６年以降改定されておらず、支給額が実態に即していない。

このため、住宅の修繕等に多額の費用を要する場合であっても、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、基準の見直しを行うことに加え、支給額を引き上げるよう、国に強く要望すること。

13　災害復旧事業や被災者・被災事業者への支援事業に対する県補助について

道路橋梁・河川・農地・農業施設・林業施設・公園等といった公共施設の災害復旧事業や被災者・被災事業者への市町村独自の支援事業のうち、国の事業（直轄・補助）に該当せず、かつ、災害復旧事業債や特別交付税（ルール分）にも該当しない一般財源所要額に対し、県補助を行うことで市町村負担を軽減すること。あわせて、国に対しても財政的支援の拡充について働きかけること。

14　災害の教訓を踏まえた国土強靱化の推進について

今般の災害では、道路や鉄道の長期にわたる寸断、停電に伴う断水など、複数の社会基盤が同時に機能不全に陥り、住民生活や地域経済に深刻な影響が生じた。

こうした被害状況や課題を踏まえ、千葉県及び市町村の国土強靱化地域計画に災害の教訓を反映するとともに、交通ネットワークの

代替性の確保、道路・河川等の防災対策、ライフラインの強靱化など、広域的かつ分野横断的な取組を一層推進すること。

また、市町村が国土強靱化地域計画に基づく対策を着実に実施できるよう、千葉県による広域的な調整、技術的支援及び必要な財源の確保に向けた支援を行うこと。

令和８年１１月２日

千葉県市長会長　成 田 市 長　小泉　一成

千葉県町村会長　横芝光町長　佐藤　晴彦